



ない。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、第7条第1項の規定により乙から受入れた提供物品を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。

4 前項に規定する提供物品の撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費が不足した場合の処置)

第10条 甲は、納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに理由等を付して書面により乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議のうえ、不足する研究経費の負担の取り扱いを決定するものとする。

(研究成果の帰属等)

第11条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明に係る権利の帰属を確認するものとする。

2 本共同研究の実施に伴い甲に属する研究担当者が単独で発明を行ったときは、当該発明に係る特許を受ける権利並びにこれに基づき取得される特許権（以下「特許権等」という。）は甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

3 甲は、前項の特許権等が甲に帰属することになった場合には、乙の申し出により当該特許権等の持分の一部又は全部を乙に譲渡することができるものとし、別に定める譲渡契約によりこれを行うものとする。

4 本共同研究の実施に伴い乙に属する研究担当者が単独で発明を行ったときは、当該発明に係る特許権等は乙に帰属するものとする。

5 本共同研究の実施に伴い甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が共同で発明を行い、当該発明に係る特許権等を甲及び乙が承継したときは、当該特許権等は甲及び乙の共有とする。この場合、当該特許権等に係る甲及び乙の持分等を協議して定めたとうえで、別途締結する共同出願契約に従って出願等を行うものとする。

6 前項に規定する特許権等の出願手続き及び権利の維持・管理等は、原則として乙が行い、甲はこれに協力するものとする。これに要する費用も、原則として乙が負担するものとする。

7 乙は、本共同研究の実施に伴い生じた発明に係る特許権等を甲に属する研究担当者と共同で所有することになった場合には、当該研究担当者と協議のうえ、別途その取り扱いを定めるものとする。

8 本共同研究の実施に伴い生じた考案、意匠、植物の新品種、実験データ、プロトコル、成果有体物、著作物及びノウハウ等に係る権利の帰属は、特許権等の帰属に準じて取り扱うものとする。

(優先的实施)

第12条 甲は、前条の規定により甲の単独所有又は乙との共有となった特許権等を、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の申し出があった場合には、乙又は乙の指定する者に対して、出願したときから○年間優先的に実施することを許諾するものとする。この場合、乙は、甲が自己実施しないことから、別途締結する実施契約で定める実施料を甲に支払うものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する優先的に実施する期間（以下「優先的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(第三者に対する実施許諾)

第13条 甲は、乙又は乙の指定する者のいずれもが前条に規定する特許権等を優先的实施期間中その第○年次以降において正当な理由無く実施しないときは、当該特許権等を第三者に実施許諾できる。

2 乙は、甲の同意を得ることなく、事前に書面による甲への通知により、第11条の規定により甲との共有となった特許権等（以下「共有特許権等」という。）を第三者に実施許諾することができる。

3 共有特許権等を第三者に実施させた場合の実施料は、当該特許権等に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(情報の提供・開示)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報・資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、第三者との契約に基づき開示できないものについては、この限りでない。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本契約締結の事実及び内容、並びに前条の規定により提供又は開示を受けた情報若しくは本共同研究の遂行中に知り得た相手方の技術上及び経営上の一切の秘密を保持するよう適切な措置を講ずるものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、第三者に開示及び漏洩してはならず、かつ本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 相手側から知得する以前に、既に自己が保有していたことを証明できるもの
- (2) 相手側から知得する以前に、既に公知となっているもの
- (3) 相手側から知得した後に、自己の責に帰し得ない理由により公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
- (5) 相手側から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できるもの

2 前項の規定は、本共同研究終了後も○年間に有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究成果の公表)

第16条 本共同研究による研究成果（以下、「本研究成果」という。）は、前条に規定する秘密保持の義務を遵守したうえで、原則として公表するものとする。ただし、公表の内容・時期・方法等については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 甲及び乙は、本研究成果の公表を行おうとする場合は、その内容を書面にて相手方に事前に通知しなければならない。また、相手方の書面による事前の同意を得ることにより、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 前項の通知しなければならない期間は、本共同研究の完了後の翌日から起算して○年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長又は短縮することができる。

(契約の解除等)

第17条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその是正を書面で催告し、催告後30日以内に相手方がこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。
- (2) 相手方が本契約に違反したとき。

2 甲及び乙は、自己の都合により本契約を解除又は変更しようとするときは、解除又は変更しようとする日の30日前までに書面により相手方に通知し、その同意を得なければならない。

(法令遵守)

第18条 甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本共同研究の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守するものとする。

(契約の有効期間)

第19条 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条、第6条、第9条、第11条から第13条、第15条、第16条、第18条及び第21条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第20条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は誠意をもつ

て協議し解決するものとする。

(合意管轄)

第21条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自1通を保管するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号  
大阪薬科大学  
学長 政田 幹夫 印

(乙)

印

別表第1 研究担当者及び研究業務の分担

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	◎ △△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
	△△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
乙	◎ △△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
	△△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・

(注) 研究代表者には氏名に◎を付すこと。

別表第2 研究経費

研究経費	
	円
(うち ①消費税額及び地方消費税額	円)
②直接経費	円)
③間接経費	円)